

「実質的に関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等)の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

(「一括下請負の禁止について」平成4年12月17日 建設省通知)

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

- | | |
|-----------|-------------|
| ①施工計画の作成 | ②工程管理 |
| ③出来形・品質管理 | ④完成検査 |
| ⑤安全管理 | ⑥下請業者への指導監督 |

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

- | | |
|------------|-----------|
| ⑦発注者との協議 | ⑧住民への説明 |
| ⑨官公庁等への届出等 | ⑩近隣工事との調整 |

等について、**主体的な役割**を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外することとしています。

問 9

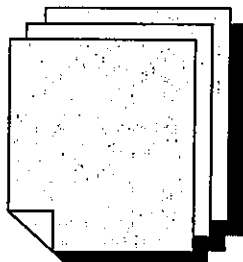
施工体制台帳とは

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の7)

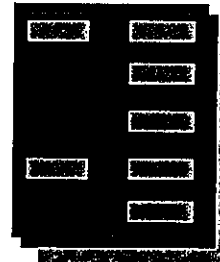
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請: 特定建設業者が、
3,000万円(建築一式 4,500万円)
以上を下請に出すときに作成

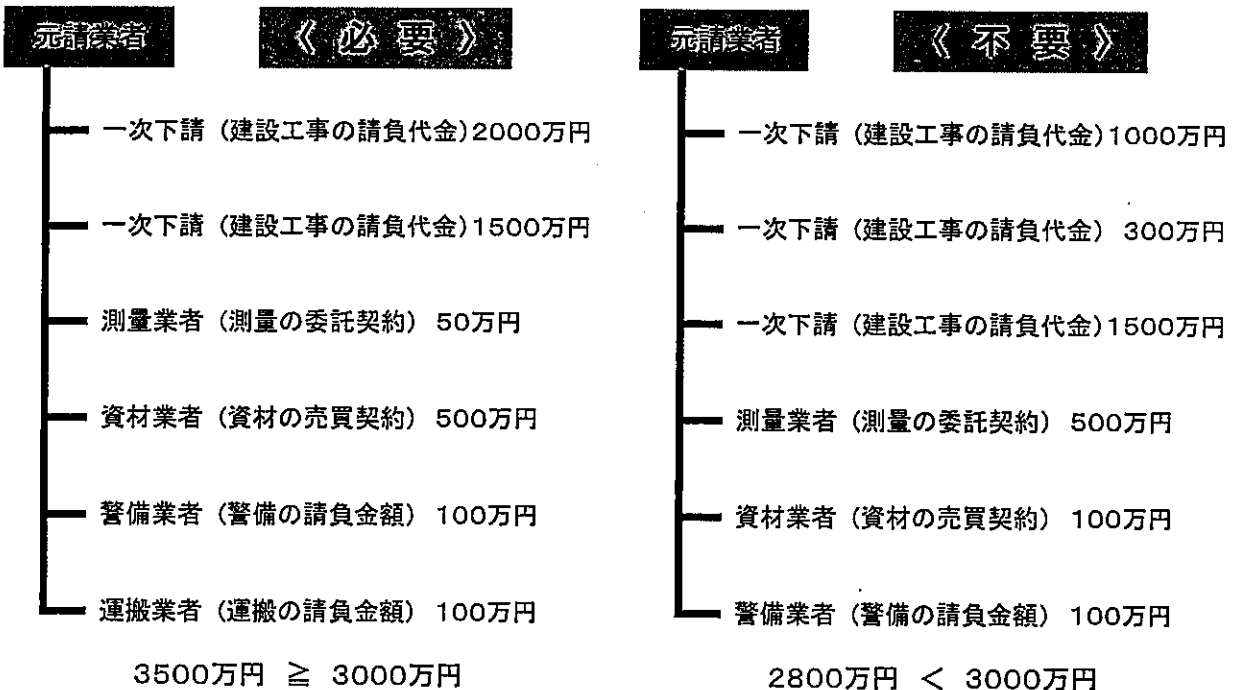


施工体制台帳



施工体系図

下請契約は「建設工事の請負契約」です。
(建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)



何のために施工体制台帳はつくられる？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に
現場の施工体制を把握させることで、

①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生

②不良不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)

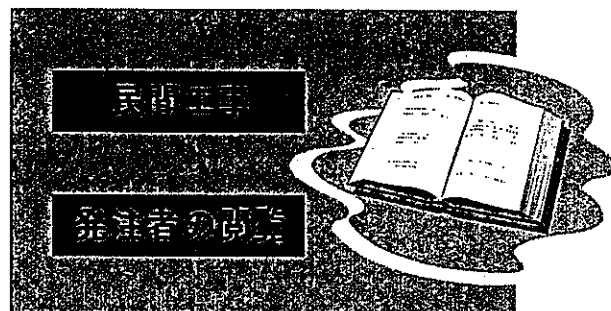
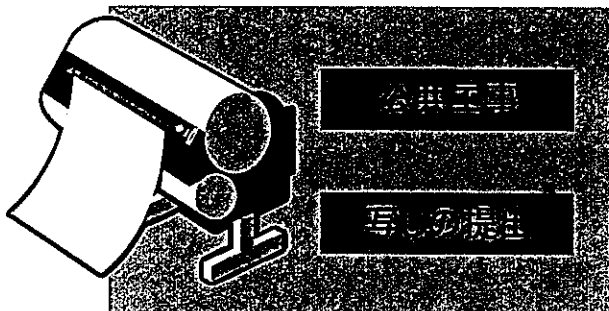
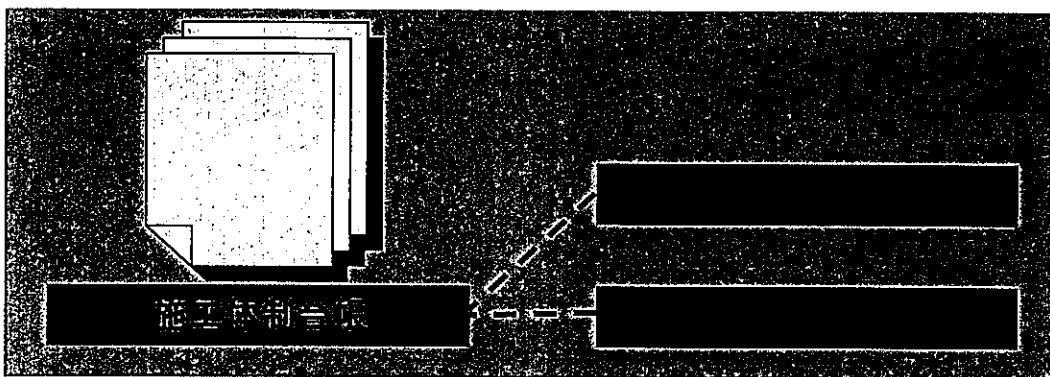
③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようというものです

施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。(建設業法施行規則第14条の7)

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

[工事施工体制台帳]の提出・閲覧・保存



問 15 適正な手順による下請契約締結とは

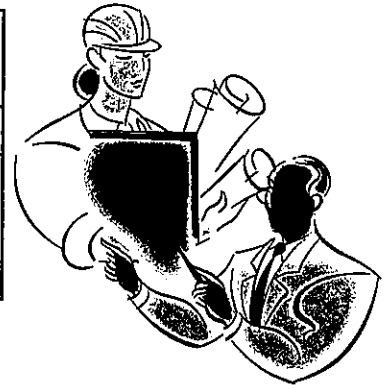
適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)

また、建設業法第20条第3項では、契約を締結する以前に第19条に定める請負代金の額以外の事項について、できる限り具体的な内容を提示し、見積りをするために必要な一定の期間を設けることとしています。

見積り依頼<書面で依頼>

工事内容について、最低限次の8つの事項を明示し、できる限り書面で行いましょう。

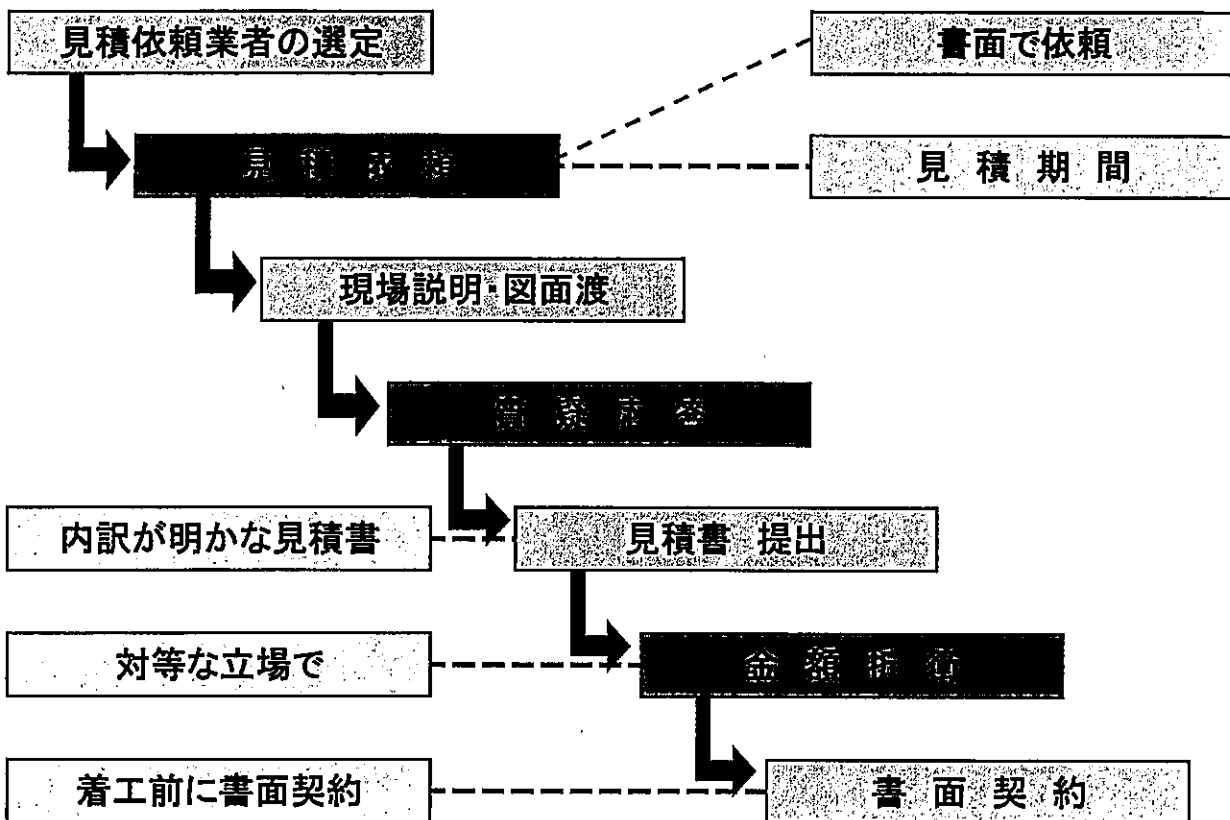
①工事名称	⑥見積り条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
②施工場所	⑦施工環境、施工制約に関する事項
③設計図書(数量等を含む)	⑧材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項
④下請工事の責任施工範囲	
⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程	



<標準的な見積り費目>

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 諸経費

<下請契約締結に至るまでのフロー図>



<見積期間>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足る期間を設けなければなりません。(建設業法第20条第3項)

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のよう定められています。(建設業法施行令第6条)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

現場説明・図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認

質疑応答

- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定

見積書提出 <両館が揃った見積書>

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館のような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費等の別

金額折衝 <対等な立場で>

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません(建設業法第18条)。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。(建設業法第19条の3)

ワンポイントアドバイス

下請業者との見積合わせ時には、貴社が行った査定の詳細をきちんと説明しましょう！！

建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちり説明し、両者合意のもとで契約を行きましょう。

問 16

請負契約書はなぜ必要か

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」(H3. 2. 5 建設省通知))

建設業法では以下の14項目が必ず記載されていなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない重要項目14項目

(ただし、下記のうち④、⑨、⑫の項目について定めをしない場合は記載をする必要はありません。)

- | | |
|---|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期 |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ④ 前払金又は出来高払の時期及び方法 | ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑭ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |
| ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め | |

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ① 分別解体の方法 | ② 解体工事に要する費用 |
| ③ 再資源化するための施設の名称及び所在地 | ④ 再資源化等に要する費用 |

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文書・請書を相互に交付することでもかまいません。

公共工事・民間工事 とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- | | |
|---|-----------------|
| ① | 契約書 |
| ② | 注文書・請書 + 基本契約書 |
| ③ | 注文書・請書 + 基本契約約款 |

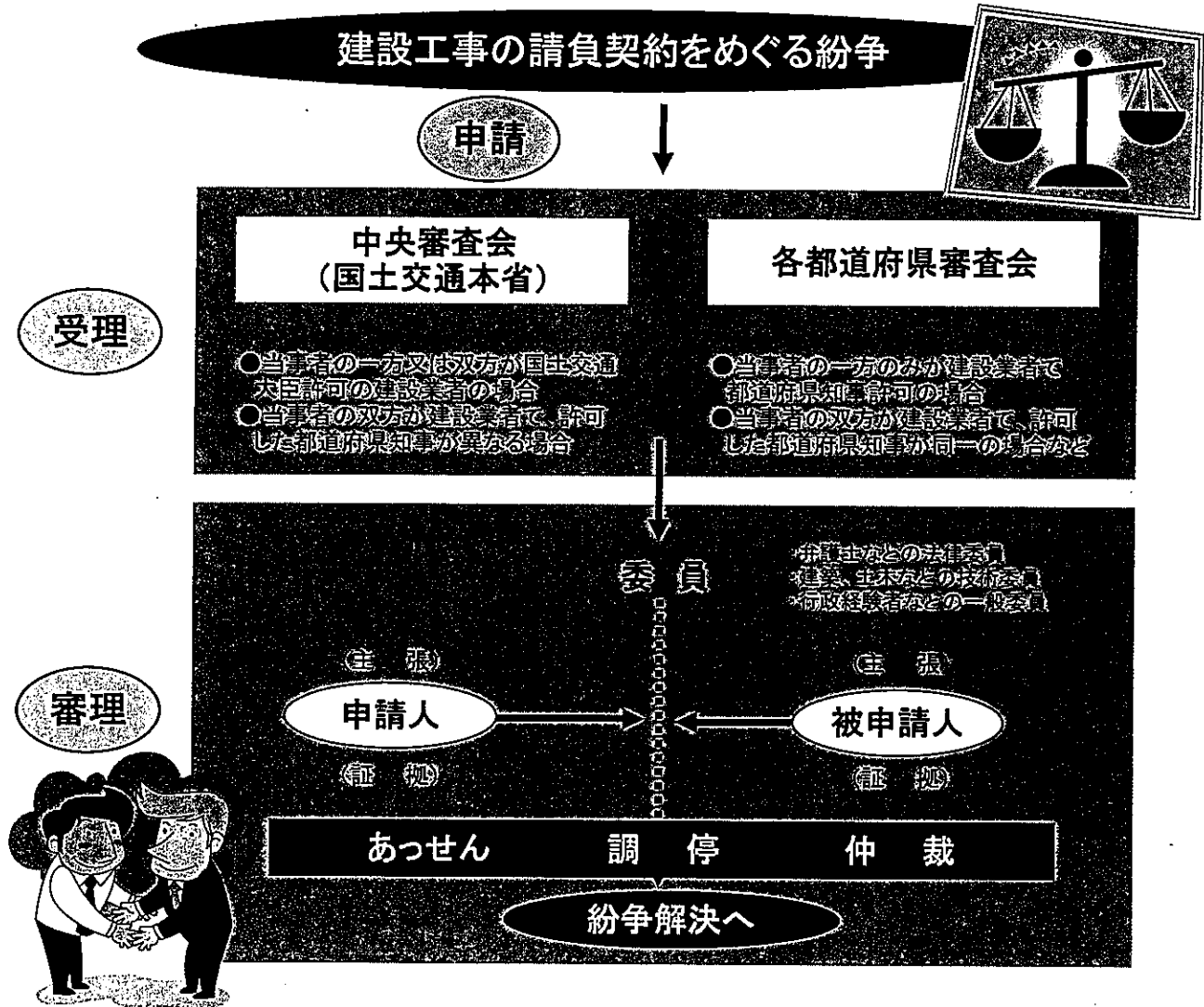
(③の場合は注文書・請書それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付又は印刷されたもの)



問 21

建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。(建設業法第25条)



建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧(中国管内関係分)

審査会名	担当部局	住 所	電話番号
中 央	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111
鳥取県	県土整備部 県土総務課	〒680-8570 鳥取市東町1-220	0857-26-7676
島根県	土木部 土木総務課	〒690-8501 松江市殿町8	0852-22-5185
岡山県	土木部 監理課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7463
広島県	土木局 建設産業課	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3813
山口県	土木建築部 監理課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-3629

(注)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
 ②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

建設業法上の用語のポイント

1. 建設業とは、建設工事(28業種)の完成を請け負う営業をいいます。

28業種＝土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ぼ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設

※建設工事の業種区分の考え方は、P41、42の『建設業法による建設工事の業種区分一覧表』を参照して下さい。

2. 軽微な建設工事のみ請け負うことを営業する者については、建設業の許可を必要としないため、建設業法上は、「建設業者＝建設業許可業者」と「建設業を営む者＝許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

●建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

●その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事

3. 附帯工事については、建設業法第4条で、許可を受けた建設業以外の建設業に係る建設工事であっても、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば、請け負うことができると定めてあります。

附帯工事の性格は次の2つが考えられます。

① 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事

Ex. 管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事

屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 等

② 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事

Ex. 建築物の改修等の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事

建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事、左官工事 等

附帯工事であるか否かの判断は、建設工事の注文者の利便等を基準として、その主たる建設工事の施工等に関して、他の従たる建設工事とすることの必要性や相当性を、それらの工事の関連や一体性等を踏まえ総合的に検討して判断することになります。

4. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者(施主) ⇔	元請業者 ⇔	一次下請 ⇔	二次下請 ⇔	三次下請
建設業法上	発注者 ⇔	元請負人 ⇔	下請負人 元請負人 ⇔	下請負人 元請負人 ⇔	下請負人
契約上	注文者(甲) ⇔	請負人(乙) 注文者(甲) ⇔	請負人(乙) 注文者(甲) ⇔	請負人(乙) 注文者(甲) ⇔	請負人(乙)

5. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て、建設工事(28業種)の完成を目的として締結する契約をいいます。

資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、建設工事の請負契約に該当しません。

6. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。

(H13. 4. 3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)

建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方	
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成15年7月25日 国土交通省告示第1128号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号	
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打くいをを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事 ③土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び鍛石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
9	管工事	管工事業	冷暖房、空調機、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調機設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事	
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成15年7月25日 国土交通省告示第1128号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、護根防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、業種機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷凍機設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、ターミナル通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地盤工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	上下水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸気性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、昇降機、避難構又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

入札・契約制度及び 支払い事務について

平成25年5月
島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

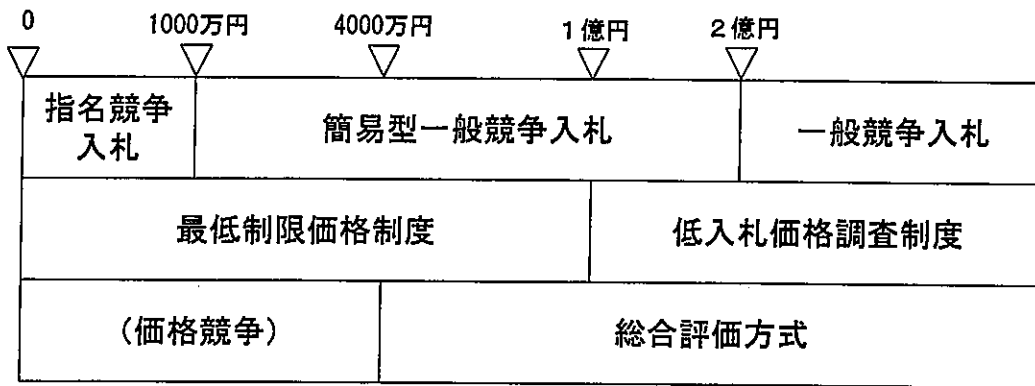
-1-

1. 入札・契約制度について

-1-

-61-

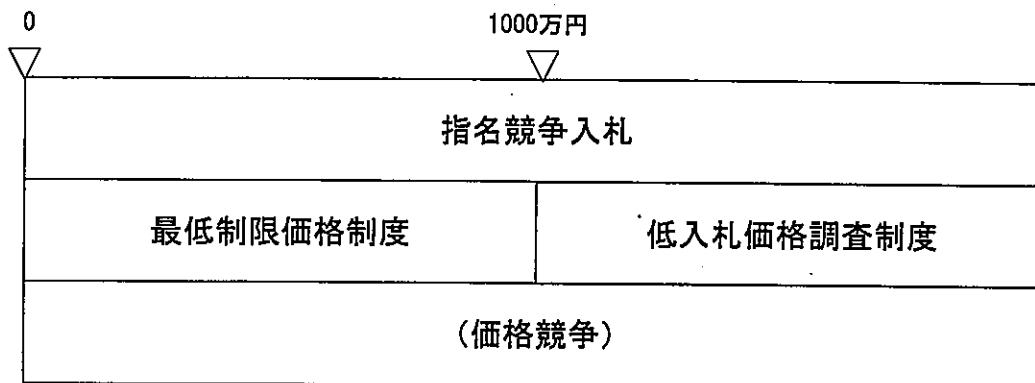
建設工事における入札・契約方式(イメージ図)



-10-

業務委託における入札・契約方式(イメージ図)

主に建設コンサルタント業務等(測量業務、計画・設計業務、地質調査・解析業務、補償業務)



※総合評価方式等については一般競争入札により試行的に実施している。

-11-

-62-

入札制度の沿革

明治22年 明治33年	原則一般競争入札 指名競争入札方式（資格審査をパスした有資格者から発注者が工事ごとに指名基準を満たしている業者を指名）
昭和57年6月 平成5年12月	最低制限価格の設定（原則全ての建設工事） 中建審の建議「平成6年度より一定規模以上の工事について一般競争入札方式を本格的に採用」、「指名競争入札方式の改善」
平成6年5月 平成8年6月	一般競争入札方式の導入（試行、2億円以上5億円未満） 低入札価格調査制度の導入（特定調達のみ、以降随時範囲を拡大、現在は1億円以上）
平成10年7月 平成13年6月	予定価格の事後公表 一般競争入札を本格導入（8億円以上、以降随時範囲を拡大、現在は1千万円以上（2億円未満は簡易型））
平成14年1月 平成16年10月 平成20年11月	予定価格の事前公表（試行、競争入札全てを対象） 総合評価方式の導入（試行、平成18年から本格導入、現在は4千万円以上） 建設工事関連業務委託についても低入札価格調査制度を導入（現在1千万円以上）
平成23年2月	建設工事において、1億円未満の簡易型及び特別簡易型総合評価方式により発注する工事について「最低制限価格」を試行導入。また、1,000万円未満の業務委託においても「最低制限価格」を試行導入。

-1-

入札・契約の種類

一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札のよって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式

指名競争入札

資力信用その他について、適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式

随意契約

競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式

（地方自治法第234条）

1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

-2-

落札決定

原則

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする。
(自動落札方式)

【予定価格】

- 契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格
- 契約担当者があらかじめ仕様書、設計書等に基づき決定
- 予定価格は、開札前、開札後であっても、秘密保持を厳守すべきもの
ただし、建設工事については、予定価格を事前公表（平成14年1月～・試行）

例外

予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

- 低入札価格調査制度
- 最低制限価格制度
- 総合評価方式

(地方自治法第234条第3項)

普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、**予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。**ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、**政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。**

-3-

低入札価格調査制度・最低制限価格制度(1)

低入札価格調査制度

対象：原則、請負対象額が1億円以上

不合理な低入札があったときに、その内容の合理性を調査し、もし不合理であるとの判断が決定したときはその者を失格とし、次順位の者を落札者とする。

最低制限価格制度

対象：原則、請負対象額が1億円未満

あらかじめ最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格を入札した者のうちで、最低の価格で入札した者を落札者とする。

【イメージ】

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
予定価格	D社 落札者とし ない	D社 落札者とし ない
低入札調査基準価格 又は 最低制限価格	C社 A社、B者が失格の場合に 落札者とする	C社 落札者とする
数値的判断基準	B社 A社が落札者とならない(失 格)の場合に、調査の上で落 札者とする	B社 } A社 } 落札者とし ない (失格)
	A社 調査の上で落札者とする	
	E社 落札者とし ない (失格)	

-4-

-64-

低入札価格調査制度・最低制限価格制度(2)

低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項）

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

最低制限価格制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

-5-

総合評価方式(1)

「価格」と「価格以外の要素」（技術提案、同種工事の経験や施工実績など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式

【総合評価方式の区分】

特別簡易型	技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事 ・企業、配置予定技術者の同種工事の経験等を評価
簡易型	技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事 ・企業、配置予定技術者の同種工事等の経験等を評価 ・工程管理、品質管理等の施工上の留意点を評価
標準型	普通程度の技術的な工夫の余地があり、施工上の一般的な技術提案を求める工事 ・企業、配置予定技術者の同種工事等の経験等を評価 ・品質管理、安全対策、環境への影響、工期短縮などの技術提案を評価
施工体制確認型(試行)	標準型と併用し、工事の品質確保に係る要求要件の確実な実現を求めるべき工事 ・施工体制の確実性、品質確保の実効性を評価
高度技術提案型	技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求めるべき工事 ・企業、配置予定技術者の同種工事等の経験を評価 ・強度、耐久性、景観、ライフサイクルコストなど品質の向上を図る提案を評価

【発注金額規模による適用区分】：原則、4千万円以上の工事は、総合評価方式を適用

- 2億円以上 ～ 標準型（施工体制確認型）、高度技術提案型
- 1億円以上2億円未満 ～ 簡易型、標準型（施工体制確認型）
- 4千万円以上1億円未満 ～ 特別簡易型、簡易型
- 1千万円以上4千万円未満 ～ 特別簡易型、簡易型
(品質確保や社会的要請が高い工事で必要に応じて実施)

-6-

総合評価方式

【イメージ】

入札参加者	技術評価点(A)						入札価格(P)		評価値(A/P)		入札結果		
	標準点 (①)	加算点(②)				計 (①+②)	順位	順位	順位				
		技術 提案	企業 評価	技術者 実績	地域 貢献								
A社	100.0	3.7	6.0	1.0	4.0	14.7	114.7	7	267,000	5	4.29588	7	
B社	100.0	6.0	6.0	1.0	2.0	15.0	115.0	5	250,000	1	4.60000	4	
C社	100.0	5.7	7.5	2.0	5.0	20.2	120.2	2	254,000	3	4.73228	1	落札
D社	100.0	2.0	8.0	1.0	4.0	15.0	115.0	5	255,000	4	4.50980	5	
E社	100.0	6.7	7.5	1.0	4.0	19.2	119.2	3	270,500	7	4.40665	6	
F社	100.0	3.0	7.0	1.0	5.0	16.0	116.0	4	251,000	2	4.62151	3	
G社	100.0	10.0	8.5	1.0	6.0	25.5	125.5	1	268,000	6	4.68284	2	

総合評価方式（地方自治法施行令第167条の10の2）

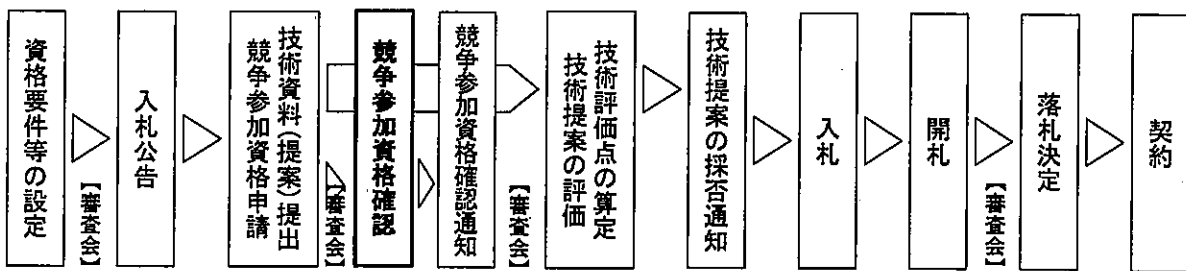
- 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。
- 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。

-7-

一般競争入札

一般競争入札

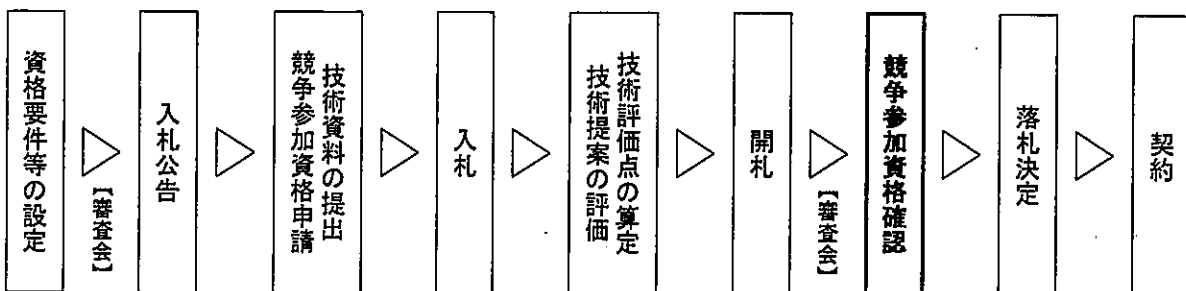
対象：・請負対象額が2億円以上の工事
・総合評価方式（標準型（施工体制確認型）・高度技術提案型）



簡易型一般競争入札

～入札価格の低い者（落札候補者）から順に競争参加資格確認を行う。

対象：・請負対象額が1千万円以上2億円未満の工事
・総合評価方式（簡易型、特別簡易型）
・請負対象額が1千万円未満の鋼橋上部工事、舗装工事、法面工事などの特殊工事

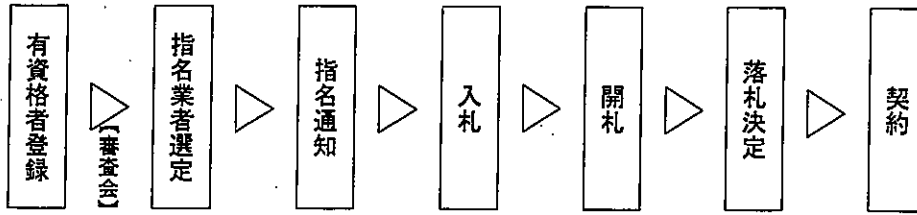


-8-

指名競争入札

指名競争入札

対象：主に1,000万円未満の工事を対象に運用



指名競争入札（地方自治法施行令第167条）

地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

-9-

随意契約

随意契約によることができるときは、次に掲げる場合

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約で契約の種類に応じ、予定価格が次に掲げる額の範囲内のとき
 - 工事又は製造の請負・・・250万円
 - 物件の借入れ・・・80万円
 - 物件の貸付け・・・30万円
 - 財産の買入れ・・・160万円
 - 財産の売払い・・・50万円
 - 上記以外のもの・・・100万円
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとき
- (3) 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等をするとき
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (9) 落札者が契約を締結しないとき

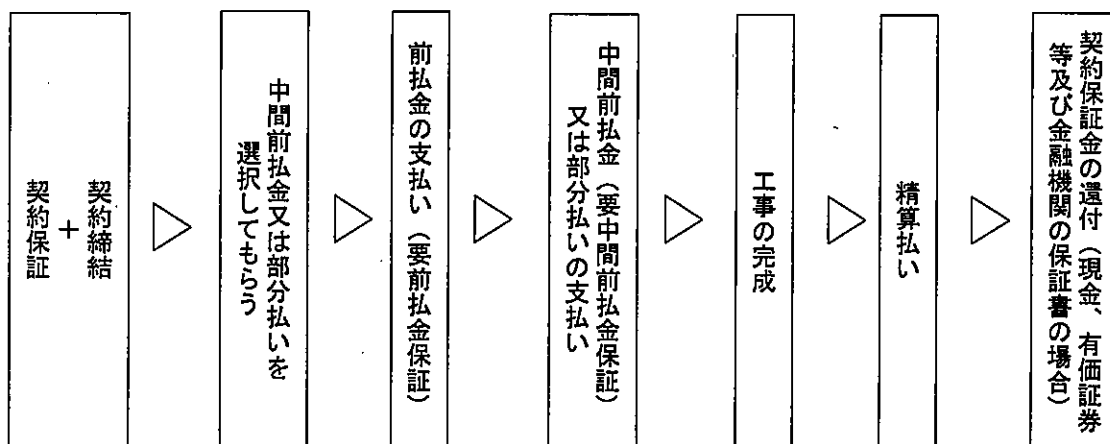
(地方自治法施行令第167条の2)

-12-

2. 支払い事務について

-1-

契約後の流れ



-9-

-68-

契約保証について

1. 契約保証の種類

【島根県公共工事請負契約約款第4条第1項（抜粋）】

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2. 契約保証の対象とならない工事

- ①請負対象額が500万円未満の工事
- ②落札者が特別共同企業体（JV）である工事（構成員の連帯保証債務であるため。）
- ③急の必要により随意契約を行うもの

3. 契約保証の額

【島根県公共工事請負契約約款第4条第2項】

請負代金額の10分の1以上

4. 契約保証の根拠

【地方自治法施行令第167条の16】

（契約保証金）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

-5-

前払金について

1. 前払金について

【島根県公共工事請負契約約款第35条第1項及び第2項】

- 第35条 受注者は、請負代金額が100万円（災害復旧工事にあつては、50万円）以上の場合において、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して請負代金額に10分の4を乗じて得た額以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2. 前払金の根拠

（1）前払金が出来る根拠

【地方自治法施行令第163条（抜粋）】

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

（2）前払金の割合の根拠

【地方自治法施行令 付則 第7条】

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でない認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

【地方自治法施行規則 付則 第3条（抜粋）】

（必要経費の前払金の割合）

第3条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事において、必要な経費の前払金の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

-5-

中間前払金について(1)

1. 中間前払金について

【島根県公共工事請負契約約款第35条第4項】

- 4 受注者は、請負代金額が300万円以上の場合において、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金（地方自治法施行規則（昭和22年内務省 令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件を満たす工事について、第1項の前払金に追加して支払う前払金をいう。以下同じ。）に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結して、発注者に対して請負代金額に10分の2を乗じて得た額以内の中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

2. 中間前払金の根拠

(1) 中間前払金が出来る根拠

【地方自治法施行令第163条（抜粋）】

次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

(2) 前払金の割合の根拠

【地方自治法施行令 付則 第7条】

第7条 地方公共団体は、当分の間、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割（当該経費のうち総務省令で定めるものにつき当該割合によることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、総務省令で定めるところにより、当該割合に3割以内の割合を加え、又は当該割合から1割以内の割合を減じて得た割合）を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。

-5-

中間前払金について(2)

【地方自治法施行規則 付則 第3条（抜粋）】

（必要経費の前金払の割合）

第3条

- 3 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。
- 一 工期の二分の一を経過していること。
- 二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

-5-

1. 平成9年7月30日付け長発第249号島根県健康福祉部長通知（以下、平成9年通知という）の適用について

Q 社会福祉施設等施設整備の適正実施について通知されているが、施設整備は全てこの通知に基づき行うのか。

A 県から直接社会福祉法人等へ補助金等を交付するもの及び民間補助金で指示があるものに適用します。市町村から交付されるものは、市町村の指示に従ってください。また、法人単独（補助金がない）で行う場合は、経理規程及び平成9年通知に準じて適正に執行してください。

平成25年度の主な補助事業は次のとおりです。

①平成9年通知を適用するもの

[高齢者福祉課] 老人福祉施設整備事業
[青少年家庭課] 次世代育成支援対策施設整備交付金事業
放課後児童健全育成事業

[障がい福祉課] 島根県障がい者福祉施設整備事業
島根県障がい者ケアホーム・グループホーム整備事業

[地域福祉課]・[障がい福祉課] 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業

[民間補助金] 中央競馬馬主社会福祉財団補助金事業

②市町村の公共事業の取り扱いに準拠するもの

[高齢者福祉課] 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業

③市町村の指示によるもの

[青少年家庭課] 保育所等緊急整備事業（安心子ども基金）

2. 一般競争入札と指名競争入札の長所・短所について

Q 一般競争入札と指名競争入札の長所と短所を説明してほしい。

A 主な長所と短所は次のとおりです。

項目	一般競争入札	指名競争入札
長所	<ul style="list-style-type: none"> より高い公正性、競争性、透明性が確保される 公平性（機会均等）の確保（業者の選択が公正に行われる） 競争喚起が可能（業者の意欲が引き出せる） 高い競争性によるより安価な応札が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 誠実と思われる業者を選択できる 入札手続きが一般競争入札に比べ短期間で簡便
短所	<ul style="list-style-type: none"> 不誠実な者や施工能力に欠ける者が入札に参加する恐れがある 【対処例】 競争入札参加確認申請時において、施工実績を確認 総合評価方式、低入札価格調査制度の活用 指名競争入札に比べ手続きが煩雑であり経費、時間がかかる 【対処例】 建設業界紙や建設業協会を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 指名する業者に法人の忝意が入る可能性がある 公正、競争性、透明性が一般競争入札に比べ落ちる 競争性を高めるためには、指名業者数を規定の数以上確保する必要がある

3. 業者の格付けについて

Q 島根県建設工事等入札参加資格者名簿に格付けがされているが、どのようなものか。

A 格付け方法については、島根県土木総務課建設産業対策室のホームページを参照してください。

島根県の公共工事では、請負対象額、工事内容に応じて、入札参加者の資格要件で格付け指定をしています。

【島根県が発注する建築一式工事における格付け等（H25年4月1日現在）の例】

（島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針 II工種別 2建築工事一式 4）格付等）抜粋

① 5千万円以上2億円未満の建築一式工事：格付等級がA等級の者とする。

② 4千万円以上5千万円未満の建築一式工事：格付等級がA等級の者とする。

また、格付等級がB等級の者のうち、島根県発注の前年度及び前々年度に完成した建築一式工事があり、その工事成績の平均点が76点以上の者の参加を認める。

- ③ 2千万円以上4千万円未満の建築一式工事：格付等級がA等級及びB等級の者とする。
- ④ 1千万円以上2千万円未満の建築一式工事：格付等級がA等級及びB等級の者とする。また、格付等級がC等級の者のうち、島根県発注の前年度及び前々年度に完成した建築一式工事があり、その工事成績の平均点が73点以上の者の参加を認める。

4. 一般競争入札における参加業者の地域指定について

Q 一般競争入札に際し参加業者の地域を指定したいが、範囲はどのようにすればよいか。

A 入札参加者の資格要件で、所在地の地域指定を行う場合は、参加業者が少ないと、公平性、競争性、透明性の確保が難しいことから、資格要件に該当する業者が概ね20社以上含まれるように設定することが望ましいです。

なお、地域指定にあたっては、県の取扱いを参考にして下さい。

【島根県建設工事簡易型一般競争入札取扱方針の例】

・建設業法に規定する主たる営業所を〇〇県土整備事務所管内（及び△△県土整備事務所管内）に有すること。

5. 共同企業体（JV）について

Q 競争入札にあたって、共同企業体（JV）に参加させることは可能か。また、その場合、どのようなメリットが考えられるか。

また、共同企業体（JV）の取扱いは、どのようにすればよいか。

A 競争入札にあたっては共同企業体（JV）の参加が可能です。共同企業体（JV）による施工は、天災や人災など施工時のリスクが分散し、大規模工事の施工の確実性が増すなどのメリットが考えられ、また、地元企業の参加による地域経済への貢献も期待されます。

共同企業体（JV）の取扱いについては、「島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年3月31日島根県告示第333号）」を参考にして下さい。

なお、指名競争入札に当たって、共同企業体（JV）を指名する場合、単一企業として取り扱うことになるため、構成員となる業者数にかかわらず1社として取り扱うこととなります。

【島根県が発注する一般競争入札における工事別発注基準の例】

一般建築工事	2億円以上5億円未満	JV（県内2社）
	5億円以上19億4千万円未満	JV（県内3社）
電気工事	2億円以上5億円未満	JV（県内又は準県内1社+県内1社）
	5億円以上8億円未満	JV（県内又は準県内1社+県内2社）
	8億円以上19億4千万円未満	JV（県外又は県内1社+県内又は準県内1社+県内1社）
管工事	2億円以上3億円未満	JV（県内又は準県内1社+県内1社）
	3億円以上5億円未満	JV（県外1社+県内又は準県内1社）
	5億円以上19億4千万円未満	JV（県外1社+県内又は準県内1社+県内1社）

(注)

県内：主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載する営業所。以下同じ。）を島根県内に有する者をいう。

県外：主たる営業所を島根県外に有する者をいう。

準県内：県外業者のうち建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業所を島根県内に有することについて知事の認定を受けた者をいう。

ただし、電気工事業及び管工事業にあつては、審査要綱第3条の規定に基づき知事が認定した日に島根県内市町村に住民登録されており、当該業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（1級又は2級電気工事施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士）を島根県内の営業所に10名以上配置していることについて知事の認定を受けた者をいう。

6. 競争入札の場合の予定価格の公表時期について

Q 予定価格の公表は、入札の前（事前公表）に行うのか。または、入札後（事後公表）か。

A 島根県の公共工事では、原則として事前公表を行っています。事前公表にはメリット・デメリットがありますので、法人においては、理事会・評議員会でどちらにするか審議して決定します。

【事前公表のメリット】

- ① 予定価格の秘匿が不要である
- ② 予定価格超過による不落札がなく、事務手続きが軽易になる
（入札に不慣れな法人では、手続きの不備が少なくなる）

【同デメリット】

- ① 最低制限価格や低入札調査基準価格を設定している場合は、落札価格が高止まりとなる可能性がある
- ② 業者の見積努力を損なわせる
- ③ くじ引きによる落札件数が増加する（偶然による受注が増加することにより経営面、技術面で努力するインセンティブが低下）

7. 入札手続きについて

Q 第1回の入札で予定価格超過により落札者がなかった場合の手続きを説明してほしい。

A 第1回の入札後、予定価格超過であり第2回を行う旨を宣言し、第2回を行います。第2回以降、同様に行います。
決められた回数を行っても落札者がいない場合は、理事会で審議し、随意契約とするか、入札条件又は入札参加業者を変更し改めて入札するかなどを決定します。（入札金額と予定価格との差が大きい場合は、積算ミスも考えられます。最終的に、随意契約をするかしないかは、両者の合意によります。）
また、再度入札に際し、辞退があり入札者が1社となった場合は、入札を行わず、上記「落札者がいない場合」と同様の対応となります。
なお、予定価格を事前公表した場合は、通常予定価格超過は起こりません。

8. 設計金額の変更について

Q 施設整備に係る補助金の交付決定後、変更が必要になり事業費が増額となったが、交付申請書に記載した金額を超えて執行することはできるか。

A 事前に補助担当課へ協議してください。

平成25年度

島根県社会福祉法人指導監査説明会・実務研修会資料

—社会福祉法人新会計基準移行によるポイント—

島根県社会福祉協議会・法人支援部

経営相談室（H25・5作成）

I	事業区分・拠点区分・サービス区分の設定	．．．．	3
II	移行時の諸勘定明細内訳表の作成	．．．．	9
III	主な経理規程の留意点	．．．．	10
IV	資金管理規程について	．．．．	16
V	勘定科目の設定方法	．．．．	18
VI	主な勘定科目の平成12年度基準から平成23年度 基準への組替	．．．．	20
VII	年度末の確認事項	．．．．	33
	①補正予算		
	②平成12年度基準貸借対照表残高の照合		
	③積立預金のチェック		
	④債権・債務等残高確認		
	⑤平成23年度基準資金収支計算書の作成		
	⑥保育士等処遇改善臨時特例事業及び民間施設給与 等改善費の支給停止の留意事項		
VIII	固定資産管理台帳の精査	．．．．	34
IX	平成23年度基準拠点別開始貸借対照表の作成	．．．．	34
X	主な移行処理	．．．．	36
	①国庫補助金等特別積立金等の会計処理		
	②設備資金借入金元金償還補助金の会計処理		
	③減価償却費の会計処理及び確認（残存価額の確認）		
	④リース資産・リース債務		
	⑤引当金		
XI	主な移行前取引と移行後の仕訳処理事例	．．．．	46
	①債権仕訳		
	②費用仕訳		
	③介護処遇改善交付金		
	④保育士等処遇改善臨時特例事業の収入		
XII	主な資金運用上の取扱い	．．．．	56
XIII	積立金・積立資産の積立時期	．．．．	62
XIV	附属明細書（法人全体・拠点区分）	．．．．	65
XV	その他	．．．．	66
	① 小口現金制度導入（事務の煩雑化を避けるため）		
	② ソフトの運用		
	③ 会計システムについて		
	④ 資金収支・当期末支払資金残高について		

I 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定

(1) 事業区分

現会計基準では、会計単位とくくられている社会福祉事業、公益事業及び収益事業というくくりが、新基準においては事業区分とされています。

このことにより、社会福祉法人は財務諸表作成に関して、社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分を設けることとなります。

(2) 拠点区分

社会福祉法人会計基準

第1章総則

6 拠点区分・サービス区分

- (1) 社会福祉法人は財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分（以下「拠点区分」という）を設けなければならない（注3）
- (2) 社会福祉法人は、その拠点で支援する事業の内容に応じて区分（以下「サービス区分」という）を設けなければならない。（注4）

拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とします。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分することになり、（注3）施設の取扱い及び事業所又は事務所の取扱いは次のとおりになります。

ア 施設の取扱い

施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとします

法 律	該 当 施 設 名
(ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設	救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿泊提供施設

(イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設
(ウ) 老人福祉法第20条の四に定める養護老人ホーム	養護老人ホーム
(エ) 老人福祉法第20条の五に定める特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
(オ) 老人福祉法第20条の六に定める軽費老人ホーム	軽費老人ホーム
(カ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム	有料老人ホーム
(キ) 売春防止法第36条に定める婦人保護施設	婦人保護施設
(ク) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 (知的障害児施設) (盲ろうあ児施設) (肢体不自由児施設) 児童発達支援センター (知的障害児通園施設) 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
(ケ) 母子及び寡婦福祉法第39条第1項に定める母子福祉施設	母子福祉センター 母子休養ホーム
(コ) 障害者総合支援法第5条第12項に定める障害者支援施設	障害者支援施設
(サ) 介護保険法第8条第25項に定める介護老人保健施設	介護老人保健施設

(シ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所 (入所施設に附属する医務室を除く)	病院及び診療所
なお、当該施設で一体的に実施されている(ア)から(シ)まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。	

イ 事業所及び事務所の取扱い

上記(ア)から(シ)まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とし、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができます。

上記(ア)から(シ)の施設で一体的に実施されている場合は、当該施設の拠点区分に含めて会計処理することができる。

上記(ア)から(シ)の施設が存在しない場合は、原則、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一の拠点区分とすることができる。

(ア) から (シ) まで以外のおもな社会福祉事業

老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業
 小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人生活援助事業等
 助葬事業
 社会事業授産施設
 児童自立生活援助事業
 子育て短期支援事業
 乳児家庭全戸訪問事業
 養育支援訪問事業
 地域子育て支援拠点事業
 一時預かり事業
 小規模住居型児童養育事業
 母子家庭等日常生活支援事業
 寡婦日常生活支援事業
 老人介護支援センター

相談支援事業
移動支援事業
手話通訳事業
介助犬訓練事業
宿泊所
隣保事業
(公益事業)
居宅介護支援事業
福祉用具の貸与
福祉移送（移動）サービス
配食サービス

ウ 障害福祉サービスの取扱い

障害福祉サービスについて、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「指定基準」という）に規定する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（以下「指定施設基準」という）に規定する一の指定障害者支援施設等（指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう）として取り扱われる複数の施設においては、同一拠点区分として会計を処理することができる
また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設においては同一拠点とすることができる。

エ その他

新たに施設を建設するときは、拠点区分を設けることができます。

(3) サービス区分

サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成するものとし、また、サービス区分を予算管理の単位とすることができるかとされています。（注解4）

方法として次の方法があります

ア 原則的な方法

介護保険サービス及び障害福祉サービスについては、会計基準注解4に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とします。

他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとします。なお、特定の補助金等の用途を明確にするため、さらに細分化することもできます。

イ 簡便な方法

ただし、次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えないとされています。

(ア) 介護保険関係

以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えないとされています。

項 目
・ 指定訪問介護と指定介護予防訪問介護
・ 指定通所介護と指定介護予防通所介護
・ 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護
・ 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護
・ 指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護
・ 指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護
・ 指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護
・ 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護
・ 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与
・ 福祉用具販売と介護予防福祉用具販売
・ 指定介護老人福祉施設といわゆる空きベット活用方式により、当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業

(イ) 保育関係

保育所を経営する事業と保育所で実施される以下の事業については同一のサービス区分として差し支えないとされています。

項 目	適 用 内 容
・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業	なお保育所で実施される左記2事業、特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても、合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。 また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類に整理しておくものとする。

<拠点区分・サービス区分のポイント>

*定款

*法令

*法人の運営方針（予算管理の単位）

*予算管理の単位として一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点とすることができる。（社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 別紙1 運用指針 4 拠点区分及び事業区分について（1）拠点区分について）

このように拠点区分は予算管理の単位であり、（社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 別紙1 運用指針2）各拠点区分ごとに収支予算を編成することになっています。このことは、拠点区分が事業計画の立案する単位であり、予算の執行する責任の単位であることを留意する必要があります。従って、法人の事業運営方針を明確化する必要があります。

<設定の手順>

- : サービス区分（旧経理区分）のチェック
- : 社会福祉事業・公益事業の区別を明確化し、定款上の収益事業とを確認する。（収益事業とされているものは収益事業とする）
- : 法律により、一つのグループにまとめたサービス区分及び定款等により区分した事業を、予算管理の単位等により拠点区分とする
- : 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）別紙 1.5 サービス区分（2）サービス区分の方法 イ簡便的な方法に規定されたサービス区分を省略できる事業を確認する。
- : 法人本部会計は、保育所運営費及び措置費を主たる財源とする施設は運用通知が定められており、遵守状況を明らかにするために拠点区分とする必要があります。なお、介護サービス事業、障害サービス事業のみを運営で、拠点を2以上有する場合、法人のガバナンスの在り方として本部会計は拠点区分とすることが望ましいと考えられます。

<留意事項>

介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに於ける、多床室及びユニットの場合、法人の運営方針により、サービス区分として処理されてもよいが、短期入所においては新会計基準移行年度からサービス区分を別とすることになります。

II 移行時の諸勘定明細内訳表の作成

貸借対照表に移行前の法人の財政状態が記載されています。この財政状態を新会計に移行する際に正しい数値を計上しなければなりません。

この正しい数値を計上するためにはサービス区分別に作成する必要があり、各調整表を各法人において作成することが重要です。

貸借対照表を拠点区分ごとに組替える際には、移行年度の資金収支計算書の前期末支払資金残高及び事業活動計算書の前期繰越活動増減差額を設定しますが、会計基準移行年度期首において拠点区分毎の貸借対照表における流動資産から流動負債を控除した金額と移行年度の資金収支計算書の前期末支払資金残高が一致していることと、拠点区分毎の期首貸借対照表の次期繰越活動増減差額と拠点別の事業活動計算書の前期繰越活動増減差額が一致していなければなりません。

この、調整表（モデル）については、「平成24年度社会福祉法人新会計基準移行処理について」平成24年11月の研修資料P105移行時の過年度修正の留意点及び調整表（モデル）にありますので、参考にして、各法人で独自で作成してください。

Ⅲ 主な経理規程の留意点

社会福祉施設・事業者のための規程集・会計経理編（東京都社協）から主な規程での留意事項が次のように記載されています。

法人で規程を作成される場合は参考にされ内部牽制等適切な運営が行えるように設けてください。

決算に際しては、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表及び附属明細書・財産目録を作成することとされており、社会福祉法に基づき開示する財務諸表等につき明示しておく必要があります。

事業区分・拠点区分・サービス区分

会計単位・経理区分の区分が、事業区分・拠点区分・サービス区分に変更されており、経理規程もこの変更に合わせて見直しが必要となります。また、法人本部は法人の自主的判断より拠点区分又はサービス区分とすることが認められていますので、経理規程において明確にしておく必要が

あります。

共通収入及び共通費用については、合理的な配分基準により配分することとされており、経理規程において記載することが必要です。

会計責任者及び出納職員

会計責任者及び出納職員を設置する区分単位について見直す必要があります。

主な、経理規定については次のとおりですが、この経理規程を実施するため必要な事項については細則で定められているので、法人において必要となる細則を設ける必要があります。

第4条 (会計年度及び財務諸表)

: 計算書類から財務諸表に変更

: 作成すべき財務諸表等

: 附属明細書について、H12年度基準からH23年度基準に変更により、基準別紙1から別紙4と指針別紙①から指針別紙⑱までの書類について附属明細書として作成義務つけられていますので、法人で作成すべき附属明細書を確認しておく必要があります。

第6条 (共通収入支出の配分)

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）別紙1別添1 具体的な科目及び配分方法のとおりとするが、これよりえがたい場合には、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない」とされているので、別添1の方法によらなくてもよいことになり、法人で合理的な配分の基準を設定されるとよいと思われます。

第7条 (統括会計責任者、会計責任者及び出納職員)

法人全体の会計責任者は理事長であるので、その責任及び権限を委譲する役職員として会計責任者との間に統括責任者を置く必

要があるかは、法人の規模により決められることとなります。
今までは、施設単位で拠点区分を考えると、施設長が会計責任者になっている場合が多くみられます。従って、拠点が多くなった場合に理事長が全体を統括することになるので、中間に統括責任者を任命し権限移譲するかは法人内での内部牽制上重要な点であり、現状の組織の見直しを行う必要があると考えられます。

また、出納職員が第2条経理事務の範囲（1）から（11）までの範囲は広すぎるので、限定的にしておく必要が考えられます。また、措置費支弁対象施設等において、職員配置基準に基づき事務職が配置されている場合は、当該移譲規定をきちんと設けることになるので、第3項は「できる」ではなく「こととする」に直す必要があります。

第10条（勘定科目）

勘定科目の設定については、V で詳しく説明しますが、新規事業を導入される際は、必ず、勘定科目の見直しが必要となります。

第11条（会計帳簿）

委託事業・補助金事業等で、サービス区分まで必要としない場合は、その顛末が必要と考えられるので、所轄庁との間において確認しておくことが必要となります。

なお、（3）その他の帳簿 ウ 予算管理表は記載例であるので、作成を義務づけるものではありません。

第12条（会計伝票）

第11条会計帳簿の第2項において、「前項に定める会計帳簿は拠点区分ごとに作成し、備え置くものとする。」とされているので、サービス区分は拠点区分の部門としての記録が必要となりますので、第3項の記載事項に太字の項を次のように表記する必要があります。

「会計伝票にはサービス区分、勘定科目・・・・」

第14条（予算基準）

第2項において、サービス区分も予算管理の単位とされている（注9）（社会福祉法人会計基準 注4 サービス区分の方法について）ので、予算管理の必要に応じサービス区分を予算管理の単位とする場合には、次のように条文を変更する必要があります。

2 予算はサービス区分ごとに編成し、収入・支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

但し、サービス区分を設定する場合は拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成することになります。

第17条 (勘定科目間の流用)

予算の科目間の流用であり、現規程には報告及び補正についての規程がなく、適正な予算管理が出来なくなるので、次の項を設け管理することが必要と考えられます。

「2 前項による、予算の流用を行った場合は、直近の理事会でその旨を報告し、予算の補正の必要性を説明すること。

第18条 (予備費の計上)

当期資金収支差額を予備費の名目で計上する場合がありますが、予備費は予測しがたい支出に充てるための予算上の科目であり、予算科目の金額に不足したとき及び不測の事態が生じた場合に使用されるものであり、多額の予備費計上は予算管理を形骸化させることになるので、留意する必要があります。

第22条 (収入の手続)

利用者からの、窓口収納を行っている法人は、領収証の管理(様式・未使用の領収書・発行手続き・記載内容が誤りの場合・保管等)について規程を設ける必要があると考えられます。

第23条 (収納した金銭の保管)

日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後○日以内に金融機関へ預け入れなければならない。

「直接支出」を「直ちに」への変更、又、「○日以内に」の表記は、管理上の健全性を確保するために、「速やかに」との表記への変更がよいと思われる。

第24条 (寄附金品の受入手続)

寄附金の受入の内、施設整備に関する受領及び利用者からの寄附金等については内容を精査し法人の立場が不利にならないよう慎重な対応する必要があり、条文の「寄附金を受け入れた場合」を「寄附金を受け入れる場合」に変更することが望ましいと考えられます。

第25条（支出の手続）

内部牽制上第4項は特に重要であり、次の各項を追加する必要があります。

- 3 金銭の支払いは、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関からの預金口座振込、郵便振込によらなければならない。

①小口現金による支払

②概算払いによる支払（旅費等の少額とする）

- 5 3を4に、4を5に変更
- 6 やむ得ない事由により領収証を徴することができない場合には、その支払いが正当であることを証した当法人所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 7 施設整備等で後日、問題になることの恐れがある支払は必ず領収書を徴すること。

第27条（小口現金）

- 4 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。の規定を小口現金は毎月15日及び末日（該当日が土曜、日曜、祝日に係る場合は前日）に会計責任者の承認に基づく支出額の精算及び主要簿への記帳を行うとともに、預金からの引き出しにより補充するものとする、に変更することがよいと思われれます。

第33条（債権・債務の残高確認）

民間会社が決算期に実施している「残高確認書（往復はがきによる）」をとるようにすれば財務管理リスク

上、望ましいいと考えられます。

第34条（債権の回収・債務の支払い）

第33条と同様、債権・債務が期限どおりに履行されているかどうか確認する必要があります。特に債務に関する取引先からの請求書において、前期繰越請求額がある場合は、留意する必要があります。

第36条（資金の借入）

内部統制上、設備資金及び長期資金の借入については理事会の承認を得ることとされている。（定款準則第9条）

次のように修正されることが望ましいと考えられます。

長期の資金を借り入れる場合には、会計責任者は、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の議決を得た上で各年度の予算に計上しなければならない。

- 2 第1項の長期の資金の借入及び返済は各年度の予算に基づき統括会計責任者（選任していない場合は削除）及び理事長の承認により会計責任者が執行しなければならない。
- 3 短期の資金を借り入れる場合で、借入限度額に関する理事会の議決を予め得ている場合には、当該議決の範囲内の金額において会計責任者は、文書をもってその理由及び年度内返済の可能性を示した上で統括会計責任者及び理事長の承認を得なければならない。
- 4 短期の資金を借り入れる場合で、借入限度額に関する理事会の議決を予め得ていない場合には、会計責任者は、その理由及び年度内返済計画に関する文書を作成し理事会の議決を得なければならない。

第38条（資金の運用等）

元本保証の金融商品が認められていましたが、平成19年3月に審査基準が改正され、資産運用の規制緩和が行われています。このため、法人内での資産運用の規程、資金管

理規程が設けてあります。この、資金管理規程についてはIVで説明します。

第39条（金融機関との取引）

会計責任者が取引責任者である場合は、銀行取引に関して次のように、定めることができます。

- 2 金融機関との取引に使用する印鑑は会計責任者又は理事長が責任をもって保管し、使用する。

理事長名で執行すべき事は理事長が自ら行われるべきで、押印行為を他人に委ねることが適当であるかは、法人内で十分検討することが重要です。

第55条（賞与引当金）

重要性の判断は支給額の毎年の変動幅ではなく、賞与引当金総額が財政状態へ及ぼす影響によつての判断になります。

第56条（徴収不能引当金）

債権管理規程を設けられ、回収遅延の期間、対策、判定等の対応を明確にしておく必要があると考えられます。

第61条（財務諸表の作成及び確定）

統括会計責任者が任命されていない場合、決算時のみ、会計責任者から決算作業統括責任者を理事長が任命し、法人全体の財務諸表、財産目録及び附属明細書を作成する等の規定を設けておくとよいと思われます。

IV 資金管理規程について

社会福祉法人・モデル資金運用規定（平成20年8月11日 経営協）において、モデル経理規程の第38条（資金の運用）の第2項において、資産の運用の規制緩和（平成19年3月に審査基準の改正）が行われ、運用の幅が広がりましたが、その目的はあくまでも安全、確実を旨として

効率的に運用をしなければなりません。

リスクがある方法をとるということは、そのリターンを期待する半面リスクを負うこととなります。又、預貯金・国債、公社債投資信託等、安全性、確実性がある有価証券及び積立資産であっても資金管理について規程を設定しておくことが必要と思われます。

この規程の重要性は法人内の責任体制を明確にすることにあります。

- (1) 意思決定は理事会で行い、資産運用の最終的な責任は理事（特に理事長）が負い、業務上の執行、管理等の責任者を決めておくこと。
- (2) 資金運用責任者を置くこと
- (3) 担当者をそれぞれ別にし、内部牽制をとること。
- (4) 分散運用を行うこと。
- (5) リスクを鑑み、純資産の範囲内に株式等減額リスクがある金融商品保有の割合を設定すること。
- (6) 法人の能力に応じた損失限度額を設定し、損切りが行えるようにしておくこと。
- (7) 運用状況を定期的に確認し、理事会にて報告ができる体制をとること。

* 措置費及び保育所運営費については、元本保証以外による金融商品の運用は認められないとされています。

(雇児福発 0328 号第 1 号・社援基発 0328 号第 1 号・障障発 0328 号第 1 号・老高発 0328 号第 1 号平成 24 年 3 月 28 日「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 問 1 4」

(雇児保発 0330 第 3 号平成 24 年 3 月 30 日「保育所運営費の経理等について」の取扱いについて 6)

(注1) 銀行の経営安全度を示す指標

(ディスクロージャー誌に記載)

銀行の自己資本比率

国際ルールによる自己資本比率8%以上の銀行は
国際取引ができる。又国内ルールは4%以上ないと
国内の取引ができないことになっています。

V 勘定科目の設定方法

会計システムにおいて、自動仕訳の機能を活用し処理される場合がほとんどであり、(例 事業活動計算書の科目で入力すると、自動仕訳により資金収支計算書に反映される場合)自動仕訳で対応する勘定科目の設定もあわせて見直す必要があります。

資金収支計算書

収入項目は大幅に変更されており、事業活動計算書の科目と違いを明確化するために、勘定科目の末尾が収入項目は概ね「〇〇〇収入」支出は「〇〇〇支出」となっています。

事業活動計算書

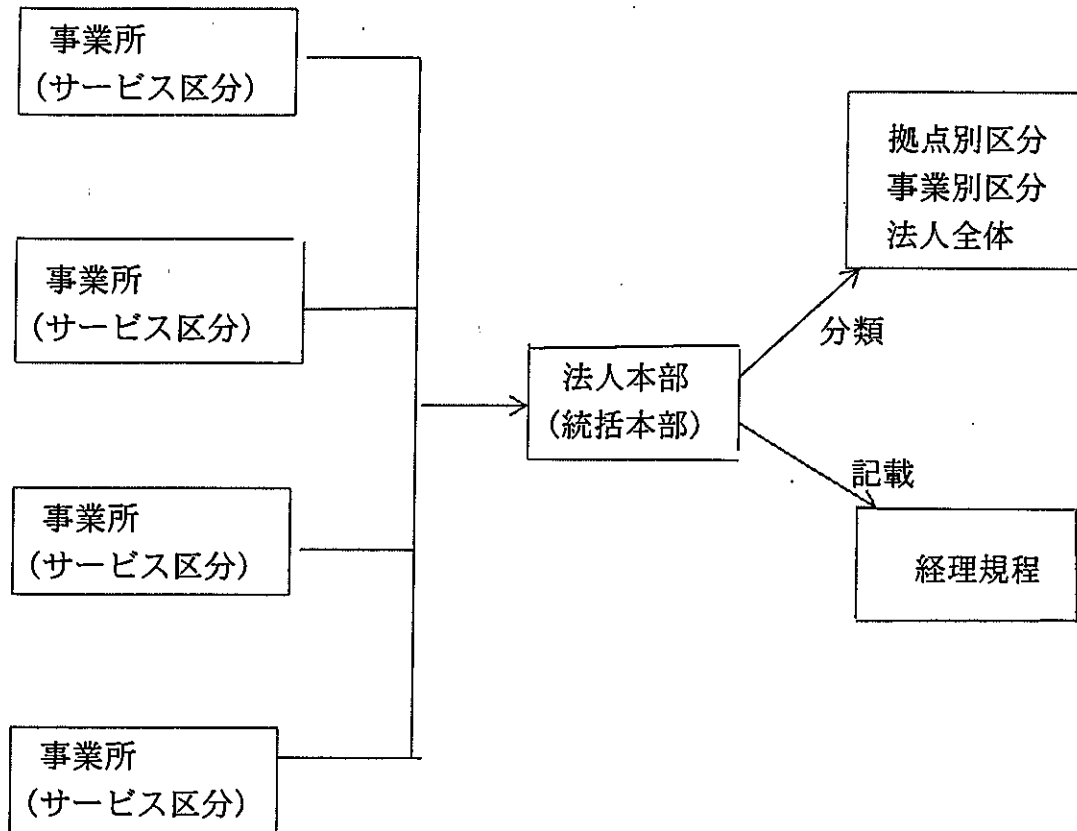
収入項目は大幅に変更されており、資金収支計算書の科目と違いを明確化するために、勘定科目の末尾が収入項目は概ね「〇〇〇収益」支出は「〇〇〇費」となっています。

貸借対照表

移行年度前の決算終了後、繰越処理を行ったうえで、新しい勘定科目に基づき期首の残高の調整をすることになります。

会計基準では作成するよう、要求はありませんがサービス区分で貸借対照表を作成するとした場合は、会計基準で示されている標準的な勘定科目では対応ができませんので、必要に応じて勘定科目を設定することになります。

各事業所において使用されている勘定科目と、内容を確認し、統合できるものは、まとめ法人内で統一された勘定科目処理し、財務諸表等を作成しなければなりませんその手順をチャートにすると次のようになります。



* 法人本部（統括本部）において、各事業所の収入及び支出内容を確認し、新会計基準の勘定科目と照合し、法人としての統一した勘定科目を設定する。

* 勘定科目の設定については、法人外の資金流失は認められていない（社会福祉協議会の制度融資については認められています。）ので、資金用途の制限・組替等の対象となる事業所については勘定科目の設定について留意する必要があります。

なお、勘定科目の追加・省略については次のとおりになっています。

区 分	内 容
大区分	必要がないものは省略できる。追加・修正はできない
中区分	必要ない科目は、省略できる。やむ得ない場合には追加できる
小区分	適当な勘定科目を設けることができる。必要ない科目は、省略できる。
小区分の細分化	小区分をさらに区分する必要がある場合は、適当な科目を設けることができる。

VI 主な勘定科目の平成12年度基準から平成23年度基準への組替

<貸借対照表>

旧会計	新会計
未収金	事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益

主な勘定科目は事業未収金・未収補助金等であり、この科目説明について留意してください。

また、未収金勘定は車輛等の固定資産の不良品の売却代金の未収額を計上します。

旧会計	新会計
前払金	前払金 前払費用

備品購入に関しての前払と提供されていない役務に対して支払われた費用とに分類されます。

旧会計	新会計
	1年以内回収予定長期貸付金

長期貸付金の内、ワンイヤールールにより、振替えられる科目で、当該年度の決算日に翌年度、期日が到来する金額を計上します。

旧会計	新会計
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金

上記の1年以内回収予定長期貸付金と処理方法は同一となります。

旧会計	新会計
基本財産特定預金	定期預金（基本財産）

基本財産特定預金が定期預金にて管理されている場合、この勘定科目で処理しますが、有価証券にて管理されている場合は、投資有価証券となります

旧会計	新会計
	有形リース資産

リース契約により、設定された勘定科目で、取引内容により資産として計上し、減価償却を通して費用化します。

旧会計	新会計
	無形リース資産

会計ソフト等が該当し、減価償却を通して費用化します。

旧会計	新会計
	事業区分間長期貸付金

他の事業区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年超えるもの。

旧会計	新会計
	拠点区分間長期貸付金

他の拠点区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年超えるもの。

旧会計	新会計
	退職給付引当資産

退職金の支払に充てるための積立てた預金。法人独自で退職金規程があれば、積立てておくことが望ましいと考えられます。但し、退職給付の支払のために退職給付引当金を計上した場合、同額をこの勘定科目を設定することを強制するものではありません。

旧会計	新会計
	長期預り金積立資産

軽費老人ホームにおいての利用者からの預り金を預金として積立てた額で、固定負債の長期預り金の金額と同額になることがよいと考えられます。

旧会計	新会計
〇〇積立預金	〇〇積立資産

特定の目的で積立てた預金をいい、法人で決定された目的で示す名称を付した科目で計上します。

旧会計	新会計
未払金	事業未払金 その他の未払金

事業活動による費用の未払債務で、施設整備等の未払債務と区分されます。また、就労支援事業及び授産事業における原材料等に係る「買掛金」も含まれます。

旧会計	新会計
	1年以内返済予定設備 資金借入金

設備資金借入金の内、ワンイヤールールにより、振替えられる科目で、当該年度の決算日に翌年度、期日が到来する金額を計上します。

旧会計	新会計
	1年以内返済予定長期 運営資金借入金

長期運営資金借入金の内、ワンイヤールールにより、振替えられる科目で、当該年度の決算日に翌年度、期日が到来する金額を計上します。

旧会計	新会計
	1年以内返済予定リース 債務

リース契約による支払の内、ワンイヤールールにより、振替えられる科目で、当該年度の決算日に翌年度、支払期日が到来する金額を計上します。

旧会計	新会計
	1年以内支払予定長期 未払金

固定資産等の割賦契約による支払の内、ワンイヤールールにより、振替えられる科目で、当該年度の決算日に翌年度、支払期日が到来する金額を計上します。

旧会計	新会計
	未払費用

賃金、支払利息、賃借料などの時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供を受けたが会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。とされています次のような件が考えられます。

- ・ 締日から会計期末までの未払の給料
- ・ 支払期日が翌年度で、会計期末までの支払利息
- ・ 翌年度支払期日が到来する年払家賃の会計期末までの未払家賃

旧会計	新会計
預り金	預り金 職員預り金

預り金は職員以外の一時的な預り金をいい、職員預り金は、源泉徴収額及び社会保険料などの徴収額をいいます。

旧会計	新会計
前受金	前受金 前受収益

前受金は物品等の売却代金及び役務の提供の対価の一部又は全部の前受額をいい、福祉用具貸与におけるレンタル料の前受額などが該当します。前受収益は受取利息、賃借料などの時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分の未経過の金額をいいます。

旧会計	新会計
	事業区分間借入金

他の事業区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるもの。

旧会計	新会計
	リース債務

リース契約により、設定された勘定科目で、支払総額を債務として計上し、翌年度の支払額を1年以内返済予定リース債務に振替処理することになります。

旧会計	新会計
	長期未払金

固定資産等の割賦契約で購入した場合、割賦金総額をその資産の取得価額とし、その金額を計上します

旧会計	新会計
	長期預り金

軽費老人ホームにおいての利用者からの預り金を預金として積立てた額で、固定資産の長期預り積立資産の金額と同額になることがよいと考えられます。

<事業活動計算書>

*人件費

旧会計	新会計
退職金 退職共済掛金	退職給付費用

職員に対して退職金を支払ったとき、又、独立行政法人福祉医療機構の退職共済掛金を支払ったに処理します。

旧会計	新会計
職員諸手当	職員賞与 賞与引当金繰入

常勤職員に対する賞与及び当該年度に係る賞与の見積額を賞与引当金繰入に計上します。

旧会計	新会計
	非常勤職員給与

本給及び賞与を含む諸手当を一括して計上します

***事業費**

旧会計	新会計
保健衛生費	医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費

医薬品費・診療・療養等材料費は病院・介護老人保健施設の施設及び事業所が処理する勘定科目です。

保健衛生費は病院・介護老人保健施設以外の施設及び事業所で処理する勘定科目となり、次のような支出を保健衛生費として処理します。

- ・健康診断の実施費用
- ・消毒のための消毒薬の購入費用、消毒業者への委託料
- ・介護老人保健施設における他科受診の法人負担額「医療費」に計上しないもの

旧会計	新会計
消耗品費 器具什器費	消耗器具備品費

利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品をこの勘定で処理します。

*** 事務費**

旧会計	新会計
	研修・研究費

役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用で研修・研究のための旅費を含みます

旧会計	新会計
消耗品費 器具什器費	事務消耗品費

事務用に必要な消耗品、器具什器費

旧会計	新会計
賃借料	賃借料 土地建物賃借料

土地建物賃借料は保育所会計のみで処理していましたが、全部の施設及び事業所で処理することになりましたので留意する必要があります。

就労支援事業費用

旧会計	新会計
	就労支援事業販売原価

期首製品（商品）・当期就労支援事業仕入高の合計額から、期末製品（商品）棚卸高をマイナスした金額が計